

別紙「シンガポール向け輸出食肉製品の取扱要綱」新旧対比表

改正後	改正前
<p>別紙 SG-A2</p> <p style="text-align: right;">(作成日：令和元年5月31日) (最終改正日：令和2年5月11日)</p> <p style="text-align: center;">シンガポール向け輸出食肉製品の取扱要綱</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 輸出要件</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 食肉製品製造施設</p> <p>シンガポール向け輸出食肉製品を取り扱う施設は、以下の要件を満たすこと。なお、①の認定を受けていない施設にあつては、輸出食肉製品取扱施設認定の申請も同時に行うこと。</p> <p>① 「輸出食肉製品の取扱要綱(シンガポール及び台湾向け)」で定める輸出食肉製品取扱施設の認定を受けていること。</p> <p>② (略)</p> <p>4 認定等の手続</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 審査</p> <p>厚生労働省は、申請書等について書類審査を行い、問題がないと判断された場合は、<u>厚生労働省の担当官</u>を当該施設に派遣し、現地調査を実施すること。</p> <p>(4) (略)</p>	<p>別紙 SG-A2</p> <p style="text-align: right;">(作成日：令和元年5月31日) (最終改正日：令和2年4月1日)</p> <p style="text-align: center;">シンガポール向け輸出食肉製品の取扱要綱</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 輸出要件</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 食肉製品製造施設</p> <p>シンガポール向け輸出食肉製品を取り扱う施設は、以下の要件を満たすこと。なお、①の認定を受けていない施設にあつては、<u>原則</u>、輸出食肉製品取扱施設認定の申請も同時に行うこと。</p> <p>① 「輸出食肉製品の取扱要綱」で定める輸出食肉製品取扱施設の認定を受けていること。</p> <p>② (略)</p> <p>4 認定等の手続</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 審査</p> <p>厚生労働省は、申請書等について書類審査を行い、問題がないと判断された場合は、<u>厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課の輸出食肉検査担当官</u>を当該施設に派遣し、現地調査を実施すること。</p> <p>(4) (略)</p>

5 (略)

別紙様式1 施設認定申請書様式

(略)

1・2 (略)

3 添付書類

(1) 製品に関する資料等

ア～エ (略)

オ 製品から原材料までのトレーサビリティに関する資料

カ 区分管理の手順書(認定と畜場等の原料牛肉とそれ以外の施設からの原料の区別方法等)

キ 製品の微生物検査結果

別紙様式2～7 (略)

別紙様式8 現地調査における指摘事項

(略)

1. 取扱要綱又はチェックリストの該当箇所

2. ～4. (略)

(略)

別紙様式9～15 (略)

別添1 施設の衛生管理等に関するシンガポール向け追加基準

第1 (略)

第2 食肉製品の個別基準

5 (略)

別紙様式1 施設認定申請書様式

(略)

1・2 (略)

3 添付書類

(1) 製品に関する資料等

ア～エ (略)

オ 製品から原材料までのトレーサビリティに関する資料(対シンガポール輸出食肉認定施設の原料とそれ以外の施設からの原料の区別方法等)

(新設)

カ 製品の微生物検査結果

別紙様式2～7 (略)

別紙様式8 現地調査における指摘事項

(略)

1. 取扱要綱又はチェックリストの該当箇所

2. ～4. (略)

(略)

別紙様式9～15 (略)

別添1 施設の衛生管理等に関するシンガポール向け追加基準

第1 (略)

第2 食肉製品の個別基準

<p>1・2 (略)</p> <p>3 <u>第2の1及び2に掲げる事項の遵守のため、原料の受入、加工、出荷等の各製造段階において、シンガポール向けのもの</u>と<u>シンガポール向けでないものが接触しないよう、作業当日の最初に製造するなどのロット区分を行い、取り扱われていること。また、施設は当該手順を定め文書化すること。</u></p> <p>第3 (略)</p> <p>第4 都道府県知事等による監視等の基準</p> <p>1 食品衛生監視員の監視指導</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 監視指導については、以下の内容を含むものとする。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 適切な衛生管理に係る監視指導については、営業者が以下に関する手順を継続的かつ適切に適用していることを確認するものとする。</p> <p>(ア)～(ク) (略)</p> <p>(ケ) <u>施設に出入りする食品及び添付書類の管理(原料食肉がシンガポールの衛生要件を満たしていることを証明する書類の確認を含む)</u></p> <p>(コ) <u>シンガポール向けとその他の製品の区分管理</u></p> <p>ウ～カ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>別添2 (略)</p>	<p>1・2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第3 (略)</p> <p>第4 都道府県知事等による監視等の基準</p> <p>1 食品衛生監視員の監視指導</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 監視指導については、以下の内容を含むものとする。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 適切な衛生管理に係る監視指導については、営業者が以下に関する手順を継続的かつ適切に適用していることを確認するものとする。</p> <p>(ア)～(ク) (略)</p> <p>(ケ) 施設に出入りする食品及び添付書類の管理</p> <p>(新設)</p> <p>ウ～カ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>別添2 (略)</p>
--	---